

公文書開示決定通知書

平成17年6月28日

西三河後見ネット

代表 前本 芳江 様

知立市長 本多正幸



平成17年6月22日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、知立市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	審判請求及び成年後見制度活用に係る平成17年度予算の詳細を記した文書		
決定の内容	予算書の写しの交付		
開示の日時及び場所	日時	平成17年6月28日	午前 時 分 午後
	場所	郵送による	
理由の提示等	開示しないこととする部分		
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	平成16年4月以降に制定、改正した要綱、内規はありません。 平成16年度実績はありません。よって記録はありません。	
	開示が可能となる時期	年 月 日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。	
担当課	長寿介護課 電話 83-1111 内線 147		

- 注1 この通知書を持参の上、指定した日時においでください。指定された日時においてにれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知立市長に対して異議申立てをすることができます。
- \*予算書については、写しを作成しました。コピー代として1枚当たり10円となりますので、別添納入通知書により納付してください。